

投資信託に関するご注意事項

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

必ずお読みください

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座、又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

募集の取扱い及び販売等の終了の事由

当ファンドの償還および当社の販売停止により募集の取扱を終了することがあります。

当ファンドに係るリスクについて

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。

ただし、手数料・費用等の合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当ファンドの販売等にあたり、当社が実施するキャッシュバックキャンペーン等によりお客様の口座に当社から入金された金額については、特定口座における源泉徴収の対象とはなりません。また、入金額によっては、総所得金額に対する確定申告が必要になる場合がございますが、確定申告の要否や税率等は、お客様により異なりますので表示することができません。

(商号等) フィデリティ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 152 号
(本店所在地) 〒105-6019
東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー

(加入協会) 日本証券業協会
(主な事業) 金融商品取引業
(資本金) 39 億 750 万円
(平成 20 年 12 月末現在)
(設立年月) 平成 12 年 7 月

フィデリティ証券 カスタマー・サービスにご連絡ください。 0120-405-606 (月～金 8:30～18:00)

2008.12/H20-1FSKK